

厚木市公共下水道の事業認可区域外からの汚水排除に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市下水道条例第15条第1項の規定に基づき、厚木市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道に汚水を排除する(以下「区域外流入」)場合の許可条件等について、必要な事項を定めるものとする。

(接続条件)

第2条 区域外流入の接続を許可するときは次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 厚木市における下水道全体計画区域内(流域関連公共下水道による計画区域)であること。
- (2) 流入する汚水の量が、公共下水道の維持管理上支障がないこと。
- (3) 流入する汚水の水質が下水道法(昭和33年法律第79号)、厚木市下水道条例その他関係法令等の基準に適合していること。
- (4) 1日当たりの排水量が50立方メートル以上の場合又は下水道法第12条の2第1項の規定による特定事業場に該当する場合は、神奈川県流域下水道維持管理要綱第11条の規定に基づき神奈川県知事から承認されたものであること。
- (5) 公共下水道基本計画に基づいた整備を行うこと。ただし、地形状やむを得ないものについては、その都度、協議し決定すること。

(許可申請)

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、区域外流入許可申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 位置図 申請地を表示すること。
- (2) 平面図 縮尺300分の1以上、次の事項を記載すること。
 - ア 境界および面積
 - イ 道路、建物の位置
 - ウ 公共汚水ますの設置位置および大きさ
- (3) 排水経路図 縮尺300分の1以上とし、下水を排除する施設および公共汚水ますまでの経路を記載すること。
- (4) 公図
- (5) 全部事項証明書
- (6) 管路縦断計画図(本管の整備がある場合に限る。)

(許可等の決定通知)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、区域外流入の許可又は不許可を決定し、区域外流入決定通知書(第2号様式)により申請者に通知しなければならない。

(受益者負担金)

第5条 前条の規定により許可を受けた申請者(以下「利用者」という。)は、区域外流入をする土地の下水道事業受益者負担金については、賦課された時点において納付するものとする。

(使用料)

第6条 利用者は、厚木市公共下水道使用料条例(昭和47年厚木市条例第45号)に定めるところにより公共下水道使用料を納付するものとする。

(工事の実施及び構造基準)

第7条 利用者は、公共下水道の本管に接続するための本管敷設、公共汚水ます、取付管等の工事をするに当たっては、関係法令等の規定を遵守するものとし、構造は、次に掲げる基準等によるものとする。

- (1) 厚木市排水施設構造等基準(平成15年度厚木市告示第162号)
- (2) 厚木市公共下水道基本計画

2 利用者は、前項の工事に要する費用を負担するものとする。

(再申請)

第8条 利用者は、次に掲げる要件の変更があったときは、再度、市長に申請するものとする。

- (1) 排除する汚水の水量(1日当たりの排水量が3立方メートル以下のものを除く。)又は水質が変更される時。
- (2) 汚水を排除する建築物の用途が変更される時。

(許可の取消し)

第9条 市長は、利用者がこの要綱の規定を遵守しないときは、使用許可を取り消すことができる。

(権利の移動)

第10条 区域外流入をする土地の権利を移動する時は、前各条の内容を、新権利者に継承させるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱による許可等の規定は、この要綱の施行日以後の許可等について適用し、同日前の許可等については、なお従前の例による。